

会議顚末書

						記録者	副主査 堀内 紗矢香		
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	主 査	査 長	グループ員
件 名	令和8年8月臨時庁議								
年 月 日	令和8年8月17日（月）								
時 間	午前10時25分～午後3時30分								
場 所	3階庁議室								
欠 席 者	なし								
内 容	【審議事項】 1 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030 後期基本計画の策定について 資料に基づき企画課から説明 《主な意見・質疑等》 特になし。 《協議結果》 了承 2 龍ヶ崎市こども計画の策定について 資料に基づきこども女性政策課から説明 《主な意見・質疑等》 ・ ポスト青年期は39歳以下を指すと思われるが、一部施策を39歳まで対象にするによって、こども大綱との整合性を図っているという認識でよい。 → こども大綱ではポスト青年期についての年齢の明記がなく、何歳までを若者と見るかは自治体の判断に委ねられている。本市は39歳までをこども計画の対象としているが、他自治体では29歳までとしているところもある。 ・ 他の計画で定められている事業については、本計画では評価指標を設定しないとのことであるが、評価指標を設定した上で、他の計画を所管する審議会等の結果を引用した方がよいのではないか。 ・ 資料2ページの計画の構成において「第5章 量の見込みと確保方策について」との表記があるが、何の量を指しているのかを明記していただきたい。 ・ 資料4ページの「こども・若者・子育て家庭を切れ目なく支援する総合計画」の表記は「こども・若者・子育て家庭を切れ目なく支援する総合的な計画」とする方が適切ではないか。 《協議結果》 了承 3 こどもまつりの開催について 資料に基づきこども女性政策課から説明								

《主な意見・質疑等》

- ・ 企業を「(仮) 子育てパートナー」として認定するとのことだが、「SDGs パートナー」との関連性はあるのか。
→ 「SDGs パートナー」のようなものを想定しているが、あくまで子育てを応援してくれる企業を認定するため、「SDGs パートナー」と重複する企業もあれば、どちらか一方という企業も出てくると思われる。
- ・ 様々なイベントを「こどもまつり」としてブランド認定するとのことだが、市以外が主催するイベントではどのようなものを想定しているのか。
→ たつのごプレイパークや、すまいりゅう龍ヶ崎の事業、諸岡のワークランド牛久沼などを想定している。
- ・ 先日、TOKIWA スタジアム龍ヶ崎（たつのこスタジアム）において、映画の上映があったが、各課が各々で実施しているイベント等をどのようにして「こどもまつり」として位置付けるのか。
→ イベントを周知する際にアイコンをつけるなどして、「こどもまつり」の一環であることを発信する予定である。
- ・ 営利活動であっても「こどもまつり」として実施するのか。
→ 営利活動については検討する。

《協議結果》

了承

4 保育給付認定基準の見直しについて

資料に基づき保育課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 今回の見直しは、子育てしやすいまちのPRとして良い取組と言える。
- ・ 見直しのきっかけは何だったのか。
→ 令和9年度より認定こども園に移行し、保育事業に参入する幼稚園が2園あることから、このタイミングでの見直しとなったところである。
- ・ 今回の見直しにより、こども計画の修正は発生しないのか。
→ 今月末に開催予定の龍ヶ崎市子ども・子育て会議で見直しが認められれば、こども計画の中間見直しの際に反映させる予定である。

《協議結果》

了承

5 ごみ処理広域化に向けた組織体制（事業主体）及び施設整備等に関する市の方向性（案）について

資料に基づき廃棄物対策課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合に新施設を整備することとなった場合、リサイクル部分を縮小するとのことだが、具体的な縮小案があるのか。
→ 現状として、具体的な案はない。
- ・ 当面は焼却施設と主なマテリアルリサイクル推進施設のみを稼働させ、時間差で全面稼働するということも可能なのか。
→ プラスチック使用製品を外部の民間施設で処理する方法もあるので、そのような選択肢も含めて検討していく。
- ・ 20年、30年のスパンでコストを計算する必要がある。
- ・ 新組合の設立にあたって、クリーンプラザ・龍の扱いはどうなるのか。
→ 新組合設立後も、クリーンプラザ・龍の管理運営は引き続き龍ヶ崎地方塵芥処理組合で行う。

- ・ 新組合設立後、当面の間は2つの組合が混在することになるとのことだが、人員配置はどのようになるのか。
→ 専門知識を持つ職員は2つの組合を兼任することを想定している。
- ⇒ 兼任する期間はどのくらいを考えているのか。
- 令和10年度から令和19年度を想定している。
- ・ マテリアルリサイクル推進施設の施設規模において、龍ヶ崎市に比べて牛久市の規模が大きいのはなぜか。
→ 龍ヶ崎市ではリサイクルが進んでおり、不燃物の処理量が少ないためである。
- ・ 新組合設立という議論に至るまでの経緯をよく整理しておいていただきたい。

《協議結果》

了承

6 農業公園豊作村及び龍ヶ岡市民農園の管理運営について

資料に基づき農業政策課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 必要人員を4名としているが、3名でも良いのではないか。
→ 現状5名で運営していることやイベントや草刈りなどの現場対応、緊急対応などを考慮すると、4名は必要と考えている。3名で運営した場合、職員の休暇の取得も困難になることが懸念される。
- ・ 民間委託も検討に入れても良いのではないか。

《協議結果》

了承

7 「龍ヶ崎市農産物等直売所たつのこ産直市場」の運営について

資料に基づき農業政策課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 現状、財団職員はどのような業務を担っているのか。
→ 主要な業務は農産物の販売であり、レジ対応等である。
- ・ 現状、直売所が定期的に出張販売を行っているのは市役所のみか。
→ 月1回、日曜朝市やさい村でも販売を行っている。
- ・ たつのこマルシェでの販売も業務委託の中に入れることは可能か。
→ 仕様書に「出張販売に関すること」が含まれているため、委託料が増額となる可能性もあるが、対応は不可能ではない。
⇒ たつのこマルシェでの販売も委託できるのであれば、議題6の豊作村の運営人員も再検討が必要となる。課内でよく調整していただきたい。
- ・ 直売所の狭さと定休日を2日設けていることに関して、市民から意見が寄せられていると思うが、そのあたりをどのように考えているか。
→ 現状として、定休日にあたる月曜日と火曜日であっても祝日は営業を行っている。ただし、売上は下がってしまうため、今後委託先の業者と調整をしていく。また、直売所の狭さについては課題として認識しているところであり、こちらも併せて調整していく。
- ・ 資料中、直売所設置の必要性の記述において、これだけの経費をかけても継続して運営していくべきであることが伝わる記述に修正していただきたい。

《協議結果》

了承

8 観光物産センターの運営について

資料に基づき商工観光課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 議題7の直売所の議題において、全て市の直営とした場合にレジの操作や釣銭誤りが生じた際の解決法が課題であるとの説明があった。観光物産センターは全て市の直営とのことであるが、そのようなトラブルがあった際にどのように対応するのか。
- 現状、対応は検討中であるが、観光物産協会との協議になると思われる。
- ・ 1日あたりの来館者が30人前後、売上が1万円前後という現状をどう捉えているのか。
- 開設当初の平成21年から比較すると、年間の来館者は2,000人増加しており、観光案内としての機能を有する観光物産センターは存続する必要があると考えている。また、販売商品は500円以下のものが多いことから客単価が少額となり、売上が伸びていないと認識しているが、物産品を置いている事業者からは「安定的に売れるのでありがたい」との声もある。
- ・ 観光物産センターは分かりづらい場所にあるため、大きい看板を設置するなどのPRに力を入れていただきたい。
- ・ ヒアリングを実施した事業者は、どのように選定したのか。
- 市の競争入札参加資格者名簿に観光案内業者は掲載されていないため、受付業務や観光業務を行っている事業者を選定した。他自治体の委託先は観光系の業者や社団法人を持っている物産協会が主流であるが、当市の物産協会は社団法人を持っておらず、市が雇用管理をしなければならないため、ヒアリングの対象とはしていない。
- ・ 観光案内といっても、交通に精通している職員でないと即座の対応が難しいことやスマートフォンが普及していることを考えると、観光物産センターは転換期を迎えているのではないか。

《協議結果》

了承

9 公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団職員の採用に伴う給与格付け方針（案）について

資料に基づき企画課・人事行政課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 特例措置となる規則を定めるとの表記があるが、どのような内容か。
- 現行では経験者試験での採用にのみ適用できる格付けの基準を、この度の選考採用にも適用できるような規則を定める見込みである。
- ・ 出資者責任は義務ではないという認識でよいのか。
- 義務ではない。
- ⇒ そのような中で特例措置は、市としての配慮に基づくものと受け止めている。したがって、無条件での採用ではなく、あくまでも一定の基準による選考を経て採用となる旨を、あらかじめ財団職員へ十分に説明したうえで進めていただきたい。

《協議結果》

了承

10 コミュニティセンターへの電気自動車の配置について

資料に基づき防災安全課・地域づくり推進課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 現在コミュニティセンターで使用している車の走行距離が少ないのに、新車両を導入するのはもったいないのではないかと。導入するのであれば、平時は公用車として使用し、停電などの有事の際に、必要となるコミュニティセンターに集中配置するほうが有効ではないかと。
- ・ 市では、ゼロカーボンシティ宣言をしており、ガソリン車から転換することで1リッター当たり約2kgの二酸化炭素排出量を削減できるため、平時は公用車として活用することで、多くの二酸化炭素排出量の削減効果を得ることができる。また、プリウスのように、車両に効果を視認できるラッピングを施すなど工夫することで、市民意識の醸成にもつながり、広く効果を周知することにもつながる。
- ・ コミュニティセンターに常置するなら、車種はサクラよりもクリッパーのほうが良いのではないかと。
- ・ 現在使用している車両と比較するとコストが高いため、防災の観点から有利性・即時性などの観点から新車両導入により期待できる効果をよく整理していただきたい。
- ・ 現在使用している車両について、リース期間終了後に安価で購入することはできるのか。
→ 契約上再リースはできるが、原則として購入はできない仕様である。

《協議結果》

意見を踏まえ、条件を整理しながら取組を進めていくことで了承

11 自転車用ヘルメット着用促進補助金交付要綱の改正について

資料に基づき防災安全課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 補助金交付の目的に立ち返り、再度補助要件や補助金額を精査いただきたい。
- ・ 現行の市の補助制度は、多くが市内が対象となるものとなっている。今回の見直しは、市外も対象としている。他の補助制度にも影響があることが予想されるため、意見があればいただきたい。
→ 命に係わる内容であるため、今回の件は市内に限定しなくてもよいのではないかと。他の補助制度の見直しの際も安全性等を考慮し、市外を対象とするか検討すればよいのではないかと。
- ・ 補助の対象となるヘルメットは、安全基準などの規定があるのか。
→ 現行制度においても、ヘルメットの取扱説明書にて安全基準を満たしていることを確認の上、補助金を交付している。
- ・ 市内を自転車で通行している大学生のヘルメット着用率が低いいため、周知を徹底していただきたい。

《協議結果》

了承

【報告事項】

12 龍ヶ崎市国土強靱化計画の更新について

資料に基づき防災安全課から説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 本市は、首都直下地震緊急対策推進基本計画の緊急対策区域に指定されているのか。
→ 平成26年から指定されている。
⇒ 今回、新たに事業や施策を追加するのか。
→ KPIの項目の追加のみである。

	・ 内水ハザードマップについて、以前、下水道の認可区域のみ作成したところだが、先日、千葉の豪雨もあったので、今後下水道課と調整の上、全体区域を作成いただきたい。 《協議結果》 了承 【その他】 特になし。		
要 措 置 事 項			
情 報 公 開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	
		公開が可能となる時期 （可能な範囲で記入）	